

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市情報公開審査会  
会長 野崎 和義

公文書の部分開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成25年7月12日付け玉市総第145－1号、同月17日付け玉市総第148－1号及び同年8月29日付け玉市総第212－1号情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）が平成25年6月7日付け玉市総第59－1号で行った部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

- ア 実施機関が保有する文書のうち、一部開示されていない文書があるため、開示を求める（平成25年度諮問第3号及び平成25年度諮問第5号関係）。
- イ 複数の所管課で共通して保有する同一の文書が開示されている（平成25年度諮問第4号関係）。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 上記2（1）アについて

- (ア) 情報公開異議申立受付簿が開示されていない。
- (イ) 実施機関が保管している文書は、玉名市情報公開事務取扱要領に定められた要領（手続き）に従わず、不適正に作成されており、不適正な事務取扱を敢行している。

イ 上記2（1）イについて

不適正に作成して保管されている文書が開示されている。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関からの意見書による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 平成25年6月7日付け玉市総第59-1号公文書部分開示決定において、260枚の文書の開示を行ったが、請求対象文書のうち、次の文書が開示した文書から漏れていた。

ア 異議申立人による異議申立書

イ 平成24年度情報公開異議申立受付簿

ウ 平成25年度情報公開異議申立受付簿

- (2) 上記アについて、異議申立人から開示されていない旨の指摘があったため、平成25年6月7日付け玉市総第59-2号公文書部分開示決定により、上記アの文書を開示した。

- (3) さらに、上記(1)イ及びウの文書について、異議申立人から開示されていない旨の指摘があったため、これらの文書については開示決定の手続きを経ずに、情報の提供という形で異議申立人に提供した。

したがって、本件異議申立てに係る公文書開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、全ての文書を開示しており、未開示文書は存在しない。

#### 4 審査会の判断

- (1) 審査の併合について

平成25年度諮問第3号、平成25年度諮問第4号及び平成25年度諮問第5号については、異議申立人が同一であること及び同一の処分に対する異議申立てであることから、行政不服審査法48条において準用される同法36条の規定に基づき、併合して審査することとした。

- (2) 審査会の審査の対象について

当審査会は、実施機関が保有する文書に対する開示請求に対して実施機関が行った部分開示決定、不開示決定等につき、調査審議し、当該決定の当・不当の判断をする機関であり（玉名市情報公開条例18条1項）、不開示部分につき不開示とすることに理由があるか否かにつき判断しなければならない。

そこで、異議申立人の主張をみると、そのうち、2(2)ア(イ)及び2(2)イの主張は、いずれも、実施機関における事務取扱の不適正さを指摘するものであり、その趣旨は、実施機関の事務取扱の適否等についての判断を求め、不適正な事務取扱の是正を求める点にある。

しかし、本件において、実施機関における事務取扱の不適正さは、不開示部分につき不開示としたことを不当とすることの理由となるものではなく、また、実施機関の不適正な事務取扱の是正は、本来、実施機関に対して要請すべき問題であるから、当審査会の判断の対象となるものではない。

したがって、異議申立人の2(2)ア(イ)及び2(2)イの実施機関の事

務取扱の適否等に係る主張部分については、当審査会の判断を控えるものとする。

(3) 未開示文書の有無について

異議申立人が未開示である旨主張する 2 (2) ア (ア) の情報公開異議申立受付簿については、開示決定の手続きを経てはいないものの、情報の提供という形で異議申立人に開示されており、未開示文書であるとはいえない。

また、その他に、異議申立人の主張に未開示の文書があることを裏付けるものはない。

したがって、本件請求に対する未開示文書は存在せず、実施機関が平成 25 年 6 月 7 日付け玉市総第 59-1 号で行った部分開示決定は、妥当である。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美